

盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称
盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務
- 2 委託業務期間
令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
- 3 委託業務の実施場所
盛岡市本宮二丁目35番1号 岩手県立盛岡商業高等学校
- 4 契約額
金_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）
内訳
令和7年度分_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）
令和8年度分_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）
令和9年度分_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）
- 5 契約保証金
_____円

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

- 第1 乙は、盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別記「盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。
- 2 委託料は、1カ月毎に支払うものとする。
なお、月により業務内容が異なるため、1カ月毎の委託料は別表のとおりとする。
- 第2 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託事業の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
- 第3 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。
- 第4 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第5 甲は、仕様書に従い、乙に対して実施報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要と認める時は、乙に対しての業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

第6 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第7 乙は、1カ月毎の委託事業が完了した場合は、翌月10日までに委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、委託業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第8 甲は、第7第2項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第7第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第9 乙は、第7第2項（第8第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第10 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第11 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年パーセント（注1）の割合で計算した違約金を徴収することがある。

注1 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第12 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年パーセント（注2）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

注2 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第13 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第14 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった

場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第15 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2若しくは第13第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第17 第15又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第17 第15又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第19 乙は、第15又は第16の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第20 乙は、第19の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 パーセント（注3） の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第21 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第22 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和15年3月31日まで保存するものとする。

第23 乙は、甲の許可または承認を得て、甲の施設設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託事業に必要な用水、給湯、及び電力を無償で提供するものとする。

第24 乙は、委託事業の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立盛岡商業高等学校
校長 高 橋 克 壽

乙

別表 一ヵ月毎の委託料

令和7年度

月	業務内容							委託料 (税抜)	委託料 (税込)
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃		
4月分	○	○						_____	_____
5月分	○	○	○	○				_____	_____
6月分	○	○						_____	_____
7月分	○	○	○					_____	_____
8月分	○	○	○				○	_____	_____
9月分	○	○	○		○			_____	_____
10月分	○	○						_____	_____
11月分	○	○	○			○		_____	_____
12月分	○	○						_____	_____
1月分	○	○						_____	_____
2月分	○	○					○	_____	_____
3月分	○	○						_____	_____
合計	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

令和8年度

月	業務内容							委託料 (税抜)	委託料 (税込)
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃		
4月分	○	○						_____	_____
5月分	○	○	○	○				_____	_____
6月分	○	○						_____	_____
7月分	○	○	○					_____	_____
8月分	○	○	○				○	_____	_____
9月分	○	○	○		○			_____	_____
10月分	○	○						_____	_____
11月分	○	○	○			○		_____	_____
12月分	○	○						_____	_____
1月分	○	○						_____	_____
2月分	○	○					○	_____	_____
3月分	○	○						_____	_____
合計	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

令和9年度

月	業務内容							委託料 (税抜)	委託料 (税込)
	技術者	点検	防除	水質(16項目)	水質(12項目)	水質(11項目)	雑排水槽清掃		
4月分	○	○						_____	_____
5月分	○	○	○	○				_____	_____
6月分	○	○						_____	_____
7月分	○	○	○					_____	_____
8月分	○	○	○				○	_____	_____
9月分	○	○	○		○			_____	_____
10月分	○	○						_____	_____
11月分	○	○	○			○		_____	_____
12月分	○	○						_____	_____
1月分	○	○						_____	_____
2月分	○	○					○	_____	_____
3月分	○	○						_____	_____
合計	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

令和7年度

令和8年度

令和9年度

総額 _____円 + _____円 + _____円 = _____円

令和 年 月 日

岩手県立盛岡商業高等学校長 様

事業所住所

事業所名

代表者名

印

盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務完了報告書
下記のとおり令和 年 月分の業務が完了したので報告します。

記

委託業務名	盛岡商業高等学校建築物環境衛生管理業務	
委託料契約額	総 額	円 (うち、消費税額及び地方消費税額)
	今回支払額	円 (うち、消費税額及び地方消費税額)
委託業務期間	全体期間	令和7年 4月 1日～令和10年 3月31日
	今回完了期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
特記事項		